

南部町条例第 2 1 号

南部町保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

南部町長

陶小清孝

南部町保育所条例の一部を改正する条例

南部町保育所条例（平成 1 6 年南部町条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表さくら保育園の項及びつくし保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 1 月 2 2 日から施行する。